

支所長指示第 21 号
令和 4 年 6 月 6 日

札幌拘置支所長 藤 田 貴 弘

宗教用具の取扱要領について

本年 2 月 28 日付け所長指示第 19 号「宗教用具の取扱要領について」に基づく、当支所における標記取扱要領を下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 使用物品

- (1) 数珠及びロザリオのうち、いずれか 1 個。
- (2) 礼拝用マット 1 枚。

2 許可基準

(1) 数珠及びロザリオ

ひもが伸縮せず、最大伸長時の円周 60 センチメートル以内（房等の飾り部分がある場合は、その長さも含める。）で金属、宝石、ガラスを含まない木製又はプラスチック製のものに限る。

(2) 礼拝用マット

1 辺が 70 センチメートル、もう 1 辺が 110 センチメートル以内で金属、宝石、ガラスを含まない布製のものに限る。

3 処理方法

(1) 工場等担当職員は、受持ち被収容者から、宗教用具の使用に係る申出があったときは、具体的に必要とする理由及び本人の宗派を願箋に記入させた上、所管する処遇部門の統括矯正処遇官を経由して、指導係に回送する。

(2) 出願のあった宗教用具について、上記 2 の許可基準に該当する場合は、その使用を認めるものとする。

なお、許可基準を満たしていない宗教用具については、視察表決裁をもって使用の不許可を決定する。

(3) 宗教用具の使用が許可された場合は、当該被収容者に対し、宗教用具使用誓約書（別紙 1）を提出させること。

なお、誓約書の内容に同意しない場合には、視察表決裁をもって当該宗教用具の使用に係る許可を取消すことについて承認を受けること。

(4) 使用が許可された宗教用具は、宗教用具使用許可証（別紙 2）を添付した袋に入れ、管理させること。

4 告知

宗教用具の使用を不許可とした場合には、統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官が、速やかに当該被収容者にその旨を告知し、告知日等を視察表に記録すること。

別紙 1

支所長	次 長	首 席	関係統括	関係主任	係

しゅうきょうようぐしゅうせいやくしょ
宗 教 用 具 使 用 誓 約 書

わたし しょう きよか しゅうきょうようぐ つぎ じこう
 私は、使用を許可された宗教用具（〇〇〇〇）について、次の事項を
 げんしゅ しょう ちか
 厳守して使用することを誓います。

き
記

きょうつう せいやくじこう
 (共通の誓約事項)

- 1 他人に迷惑をかける行為等はしません。
たにん めいわく こういなど
- 2 余暇時間に居室においてのみ使用します。
よ か じかん きよしつ しょう
- 3 宗教上の行為以外に使用することはしません。
しゅうきょうじょう こういがい しょう
- 4 自己の責任において保管袋に入れて保管し、他人に貸す等はしません。
じ こ せきにん ほかんぶくろ い ほかん たにん か など
- 5 無断で形状を変えたり、加工等はしません。
むだん けいじょう か かこうなど
- 6 破損等により使用できない状態となった場合は、宅下げ又は廃棄します。
はそんどう しょう じょうたい ばあい たくさ また はいき

ついかせいやくじこう あり なし
 (追加誓約事項 有 ・ 無)

- 1
- 2
- ...

(元号) ねん がつ ひ
 年 月 日

こうじょう しょうこばんごう みょうじ
 工場 称呼番号： 名字：

別紙 2

しゅうきょうようぐしゅうきょかしょう
宗 教 用 具 使 用 許 可 証

しょうばんごう だい ばん
称 呼 番 号 第 番

みょう じ
名 字

しゅうきょかぶつびんもく
使 用 許 可 物 品 目

ひん 目 品 目	すう りょう 数 量

【注意事項】

- この袋には、使用を許可された物品のみを入れ、その他の物品は入れないこと。
- この袋は丁寧に扱い、故意に破損したり、改造等をしないこと。